

日液協第27～102号
平成28年 3月31日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

液化石油ガス法施行規則等の一部改正について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、平成28年2月2日付け日液協第27～91号により意見募集のお知らせをしたところです。

この度、経産省より別添のとおり標記に係る省令の運用及び解釈が一部改正され、本年4月1日より施行する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、認定販売事業者制度を有効活用するため、認定要件を緩和・細分化するなどし、より利用しやすい制度とするため、改正を行ったものです。

なお、誠に恐縮に存じますが、改正の内容につきましては、容量が多いことから添付しておりませんので下記のホームページをご参照ください。

敬 具

記

改正の概要

- ・認定要件として、現行の「70%」に加え「50%」を設ける。
- ・「50%」の特例は、緊急時対応の要件を40kmとする。
- ・「70%」の特例は、現行の特例に加え、一定の燃焼器のCO中毒事故防止対策を講じた場合には更なる緩和を受けられる。
具体的には、①緊急時対応の緩和を60kmとする、②点検・調査頻度を5年に1回以上に緩和するなど。

○経産省ホームページ掲載アドレス

<http://www.meti.go.jp/press/2015/03/20160322002/20160322002.html>

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当者：飯田・岩田)

別添

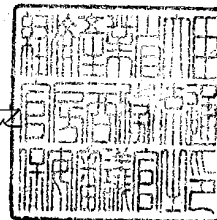
経済産業省

20160304 商局第1号

平成28年3月22日

日本液化石油ガス協議会
会長 川本 武彦 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の
運用及び解釈についての一部改正について

上記の件について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係
政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙のとおり改
正したので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。

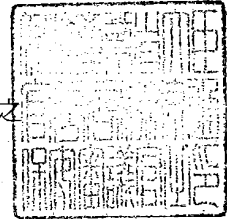
経済産業省

20160304商局第1号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年3月22日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。